

## 小牧市環境基本条例の一部を改正する条例（案）

小牧市環境基本条例（平成15年小牧市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び創造」を削り、「第15条」を「第14条」に、「第16条—第20条」を「第15条—第19条」に、「第21条—第23条」を「第20条—第22条」に、「第24条・第25条」を「第23条・第24条」に改める。

前文を次のように改める。

私たちのまち小牧市は、濃尾平野の北東に位置し、尾張丘陵から濃尾平野へと広がる地形と天然・人工の多様な水系を持ち、小牧山や市の東部に広がる丘陵など、豊かで美しい自然に恵まれたまちである。この恵みを受け継ぎながら、先人の努力により、かつては農業を基盤として、その後は交通の要衝としての地の利を活かし、多様な産業が集積する活力ある都市として発展してきた。

こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、更に良好なものにして、将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

今、私たちが生きる地球では、温室効果ガスの排出による地球温暖化及び異常気象の増加、森林の減少、プラスチックごみの海洋流出、環境破壊による生物種の減少等の環境問題が深刻化しており、人類の生存が脅かされている。

このような環境問題の多くが、市民一人一人の日常生活及び事業者の事業活動に起因していることを、私たちは改めて認識しなければならない。その上で、市、市民及び事業者が、二酸化炭素排出量の削減、廃棄物の減量化及び環境に配慮した行動に積極的に取り組み、未来のこどもたちに豊かで美しい地球を残すために、人類だけでなく多様な生物にとって良好な環境を保全していかなければならない。

私たち小牧市民は、このような考えの下に、小牧市環境都市宣言に掲げる「尾張野の 四季の恵みが 実感できるまち」「環境都市こまき」を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1条中「及び創造」を削る。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第3条第1項中「及び創造」を削り、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第2項中「及び創造」を削り、「地域を愛する心が育まれるよう」を「あらゆる主体が」に改め、同条第3項中「及び創造」を削り、「人と人、人と自然とが共生できる」を「自然と共生し、環境と産業が調和する」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 環境の保全は、重要な課題であるとともに、市、市民及び事業者の活動が環境に影響を及ぼすものであることに鑑み、自主的かつ積極的に行われなければならない。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の減量及び資源の循環的な利用が促進されるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

第5条第1項中「その日常生活」を「温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の減量、資源の循環的な利用その他日常生活」に改め、同条第2項中「及び創造」を削る。

第6条第2項中「役務等を利用するように」を「役務等の利用、温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の減量及び資源の循環的な利用に」に改め、同条第3項中「及び創造」を削る。

「第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策」を「第2章 環境の保全に関する基本的施策」に改める。

第7条中「次の」を「次に掲げる」に改め、「有機的な」を削り、「総合的」を「、総合的」に改め、同条第2号中「森林、農地、水辺等」を「樹林地、農地、水辺、市街地等」に改め、同条第3号中「創造」を「保全」に改め、同条第4号中「地球環境保全」を「環境の保全」に改める。

第8条第2項第1号中「環境の保全及び創造」を「地球温暖化の防止等環境の保全」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「及び創造」を削る。

第15条を削る。

第16条第1項中「及び創造」を削り、同条第2項中「子ども」を「子ども」に改め、「理解し、」の次に「環境の保全に関する活動の」を加え、第3章中同条を第15条とする。

第17条中「活動」を「環境の保全に関する活動」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条第1項中「及び創造」を削り、同条を第18条とする。

第20条中「及び創造」を削り、同条を第19条とする。

第4章中第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第23条第2項中「年次報告書への意見等を聴くために必要な」を「必要に応じて年次報告書への意見等を聴くための」に改め、同条を第22条とする。

第24条第2項中「市長の諮問に応じて、次の」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項」を「市長が必要と認める事項」に改め、第5章中同条を第23条とする。

第25条第2項中「及び創造」を削り、同条を第24条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。